

## 建築基準法の見直しに関する検討会とりまとめの概要

		制度見直しを求める意見	左記見直し方向に対する意見
構造計算適合性判定制度のあり方について	構造計算適合性判定制度の対象範囲について	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の資格者の関与等一定の条件に該当する場合に不要（またはサンプル調査）とすること</li> <li>比較的容易な構造計算による場合は不要とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者確認の制度趣旨やエンドユーザー保護の観点等から見直すべきでない</li> <li>審査側に要求される審査能力を踏まえ、対象範囲を見直す必要性を議論すべき</li> </ul>
	構造計算適合性判定制度の実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>適判機関が同一案件の建築確認及び構造計算適合性判定をワンストップで処理できるようにすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワンストップ化による審査期間短縮効果は小さく、異なる組織によるダブルチェックを堅持すべき</li> <li>第三者性・必要な審査能力が確保される体制整備・役割分担等を前提とすべき</li> </ul>
	その他の意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>エキスパンションジョイントで接続された建築物の取扱を合理化すべき</li> <li>構造計算大臣認定プログラム制度は必要ない（ただし存続させることによる問題点は不明確）</li> <li>伝統的構法関連の課題に関連の委員会の検討成果を踏まえ対応すべき</li> </ul>	
建築確認審査の法定期間について		<ul style="list-style-type: none"> <li>適判対象案件についても上限を70日→35日とすべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最大限延長可能な期間を変える必要はない</li> <li>運用改善後の実態が明らかとなった段階で検討すべき</li> </ul>
		<p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運用改善後の実態等を踏まえ法定期間の短縮について検討する</li> <li>○審査側・申請者側の対応期間の内訳を含め、確認審査に要する期間の実態を開示することを検討すべき</li> </ul>	
厳罰化について		<ul style="list-style-type: none"> <li>性善説に立ち設計側に対するチェックを緩和するのであれば信頼を裏切った者は、より厳罰に処すべき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>罰則は十分強化されている</li> <li>業務停止等行政処分による制裁強化で対応すべき</li> <li>事前チェック機能や資格者の資質確保強化の方が有効</li> </ul>
		<p>【結論】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○罰則の引上げの是非は他制度の水準を考慮しつつ、行政処分による制裁強化を通じた不正発生防止と併せて検討すべき</li> </ul>	
その他の主な指摘について (制度的検討が不十分のため、引続き検討が必要)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中間検査を全建築物に義務付ける等工事監理、中間検査・完了検査を徹底すべき</li> <li>既存不適格建築物の増改築等に係る構造規定の緩和措置対象を拡大すべき</li> <li>大臣認定手続きに関し制度改善等により迅速化を図るべき</li> <li>建築設備設計に関し資格制度を見直すべき</li> <li>建築基準法の技術基準を見直すべき</li> <li>建築士事務所に関する仕組みを見直すべき</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		